令和４年度 地域公共交通事業

千早赤阪村公共交通利用助成補助事業 利用手引き

村内の75歳以上の高齢者や妊産婦等の方々が外出する際に利用するタクシー・バスの運賃の一部を助成します。

助成内容

1枚 500円分 の利用助成券を最大で年間24枚（**12,000円分**）交付します。

利用できる事業者

金剛自動車株式会社	（タクシー）0721-23-2300 / （バス）0721-23-2287		
南海バス株式会社	0721-53-9043（河内長野営業所）		
近鉄タクシー株式会社	0570-06-9001	大阪第一交通株式会社	0570-06-0152

利用方法

『利用券の有効期限にご注意ください！』

タクシーの場合

① 乗車前に利用券を提示

② 乗車料金の支払い

注１）3枚まで使用可／１乗車につき
注２）乗車料金を越える利用券は使用できません。

バスの場合

① 事前に『回数券』購入・『なっち』をチャージ

② 降車時に支払い

注３）バス車内での利用券の使用はできません。
注４）金剛バスは障がい者割引などの併用は不可（南海バスは可能）
注５）購入・チャージでの利用は、３枚まで／１回につき

ご利用にあたっての注意点

※年間を通じて公共交通の利用機会を促進するため、令和４年度の **利用券は『有効期限』**を設けていますご注意ください。

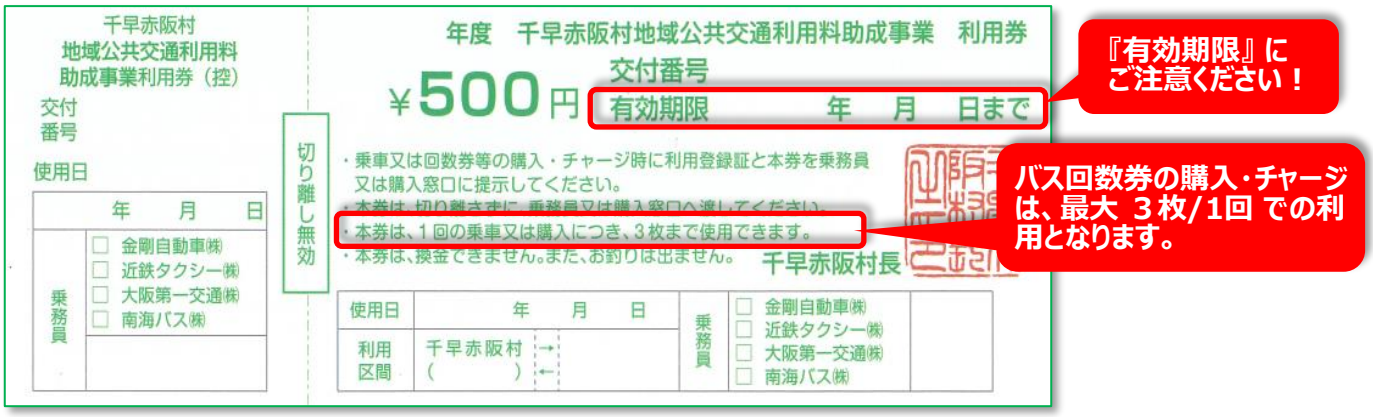

・利用券を使用できるのは、交付を受けたご本人のみです。
・利用券は、最大24枚（２枚／1ヵ月）を交付します。
・利用券は、１回の乗車や購入につき３枚（1,500円分）まで使用できます。
・他に利用券をお持ちの方が一緒に乗車や購入する場合、１回の乗車や購入で使用できる枚数は合計３枚までです。タクシーの場合は、3人で乗車し、一人１枚ずつ使用することも可能です。
・利用券の助成額を超えた差額分はお支払いください。
・利用券は、切り離さず、タクシー乗務員またはバスの窓口に渡してください。
※バスの車内で、利用券をバス乗務員に渡したり、運賃箱に投入したりすることはできません。
・利用できる区間は、乗車場所及び降車場所のいずれか又は両方が村内である場合に限り使用できます。
・利用券は、乗車料金が500円未満など乗車料金を上回る使用はできません。
・お釣りは出ません。
・利用券の有効期限は、チケットに印刷しています。
・利用券は、汚損・破損等による交換以外、再発行はできません。
・利用券を他人に譲渡し、又は不正に使用した場合は。助成した額を返還していただきます。
・利用券の交付対象要件を満たさなくなった場合（村外へ転出等）は利用券を使用することはできません。

＜お問い合わせ＞ 千早赤阪村 まちづくり推進課 電話 72-0081